

雨竜町から出される避難情報（警戒レベル）

■避難とは『難』を『避』けること、つまり安全を確保することです。『安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。』

■危険な場所から 警戒レベル3で〈高齢者等は避難〉
警戒レベル4で〈全員避難〉です。

警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。

警戒レベル4 避難指示で
危険な場所から避難です



■警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。

・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状態です。

■警戒レベル4は避難指示に一本化されました。

・避難のタイミングを明確にするため、令和3年度の災対法改正以前の警戒レベル4避難勧告と避難指示(緊急)は「避難指示」に一本化され、避難指示は令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。

・警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

■警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。

・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。

・さらに、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。

■豪雨時の屋外避難は危険です。

わからないことがありましたら

雨竜町役場総務課総務担当（電話0125-77-2211）までお問合せください。〈2021.5作成〉

『雨竜町防災ハザードマップ』と一緒に保管してください

令和3年5月20日から

警戒
レベル
4

避難指示で必ず避難 避難勧告は廃止です

令和元年台風第19号等による災害の経験を元に、国において、災害対策基本法が令和3年に改正（災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）5月10日交付、5月20日施行）されたことを受け、避難情報に関するガイドラインが改正されました。

警戒レベル		新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	←	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~				
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	←	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	←	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)		大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)		早期注意情報 (気象庁)

※1 警戒レベルは必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5緊急安全確保は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です

避難勧告は廃止されます。警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう



# 台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に 『避難行動判定フロー』を確認しましょう

平時に  
確認

『自らの命は自らが守る』意識を持ち、自宅の  
災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

## 避難行動判定フロー

### あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ※1で自分の家がどこにあるのか確認し、印をつけてみましょう。

※1ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い地域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。町では、2020年に全戸配布しております。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りとは比べ低い土地や崖のそばにお住まいの方は、防災行政無線の避難情報で避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※2、**立退き避難**（自宅の外）が必要です。

例外

※2 浸水の危険があっても、  
①浸水する深さよりも高いところにいる。  
②浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にあり、屋内安全確保（自宅に留まったほうが安全）な場合

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

**警戒レベル3**  
高齢者等避難が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう

**警戒レベル3**  
高齢者等避難が出たら、町が指定する指定緊急避難場所に避難しましょう

**警戒レベル4**  
避難指示が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう

**警戒レベル4**  
避難指示が出たら、町が指定する指定緊急避難場所に避難しましょう

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。町が防災行政無線で案内した場所へ避難しましょう。

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し帰宅できない場合には「指定避難所」にて避難生活をするようになります。



# ～避難行動判定フローの参考情報～

## ハザードマップの見方



## 国土交通省・気象庁・北海道から出される河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）

■ **町が出す警戒レベル3又は警戒レベル4（避難情報）** で必ず避難しましょう  
 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報（警戒レベル相当情報）	
				浸水の情報（河川）	土砂災害の情報（雨）
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当 氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~					
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4相当 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2相当 氾濫注意情報	——
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当 ——	——

町長は、河川や雨の情報（警戒レベル相当情報）のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等（警戒レベル）の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングは必ずしも一致しません。

■防災行政無線やテレビ等で災害情報に注意しましょう

町からの避難情報は、防災行政無線で情報伝達を行いますので注意してください。

町の情報

- 避難情報などの発令情報
- 避難所開設情報
- 各種災害情報

気象情報

- 気象情報・注意報
- 台風・洪水・土砂災害などの防災気象情報

水位情報

- 雨量情報
- 水位情報
- 洪水予報
- 水防警報
- ダム情報

防災情報

- 警報・注意報
- 地震
- 洪水
- 竜巻
- 土砂災害



雨竜町ホームページ

<https://www.town.uryu.hokkaido.jp/>

雨竜町



気象庁 札幌管区気象台

<https://www.jma-net.go.jp/sapporo/>

札幌管区気象台



国土交通省「川の防災情報」

<https://www.river.go.jp/>

川の防災情報



北海道防災情報

<https://www.bousai-hokkaido.jp/>

北海道防災情報

